

質疑応答

Q:R6.7.1 以降開始予定の経済変動対策貸付新型コロナウイルス感染症関連資金借換枠について、

- ①保証料は何%か。
- ②借換元の県制度融資「新型コロナ関連資金」とは具体的にどの制度か。
- ③利用する枠(一般枠、SN等)は現行の新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付と同じか。

A:①SN4号は0.60%、SN5号は0.58%、普通保証は0.28~1.20%です。

②「国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付」、「経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)」、「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付」、「再生企業支援貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)」です。

③新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付の信用保証枠とは異なります。経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)と同じで、普通保証枠(内枠の無担保枠は8,000万円、協会独自の追加枠が連鎖倒産防止貸付と合計で1,000万円)と別枠の経営安定関連保証(内枠の無担保枠は8,000万円)があります。詳細については、下記の県HPに掲載されている令和6年度版の要綱集をご覧ください。信用保証協会へお問い合わせください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003424/1028418.html>